



中部運輸局自動車交通部

令和7年8月7日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

宮川、磯野 TEL 052-952-8082

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

豊田、前田 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して車両使用停止等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：あおい交通 株式会社

住所：愛知県小牧市新町三丁目430番地

営業所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和7年8月7日

処分内容：①事業用自動車の車両使用停止 60日車（2両×30日間）

②文書警告

3. 監査端緒

令和6年12月5日、回送にて始発地へ向かう途中、小牧市内の路上において横断歩道を横断していた歩行者に接触し重傷を負わせたことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

（2）点呼の記録の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

- (3) 業務の記録の記録事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
- (4) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
- (5) 主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- (6) 国土交通省告示で定める特定の運転者（事故惹起運転者、高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- (7) 特定の運転者（事故惹起運転者、高齢運転者）に対する運転適性診断（特定診断、適齢診断）を実施していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・ 当該行政処分により付された違反点数 6 点
- ・ 当該事業者の累積違反点数 25 点